

株式交換に関する事後備置書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める書面)

平成 29 年 7 月 1 日

株式会社ヤマダ電機

株式会社ベスト電器

平成 29 年 7 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
株式会社ヤマダ電機
代表取締役社長 桑野 光正

福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
株式会社ベスト電器
代表取締役社長 小野 浩司

株式会社ヤマダ電機（以下「ヤマダ電機」といいます。）及び株式会社ベスト電器（以下「ベスト電器」といいます。）は、平成 29 年 4 月 12 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、平成 29 年 7 月 1 日を効力発生日として、ヤマダ電機を株式交換完全親会社、ベスト電器を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）
平成 29 年 7 月 1 日
2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）
 - (1) 会社法第 784 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ベスト電器は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定により、平成 29 年 5 月 26 日付で、ベスト電器の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるヤマダ電機の商号及び住所を定款に則り電子公告にて公告いたしましたところ、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったベスト電器の株主は 1 名であり、当該株式買取請求に係る株式の数は合計 11,800 株でした。
 - (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経

過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりヤマダ電機に移転したベスト電器の株式の数は 81,543,612 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ヤマダ電機は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したヤマダ電機の株主は 3 名であり、その有する株式の数は合計 108,600 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

(2) ベスト電器は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、平成 29 年 5 月 25 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ヤマダ電機は、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダ電機がベスト電器の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるベスト電器の株主（但し、ヤマダ電機を除きます。）に対して、その保有するベスト電器の普通株式 1 株につきヤマダ電機の普通株式 0.28 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、ヤマダ電機が割当交付した普通株式の数の合計は 22,832,211 株です。

(4) 本株式交換により、ヤマダ電機の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。

ん。

- (5) ベスト電器は、平成 29 年 6 月 21 日開催の取締役会決議に基づき、基準時においてベスト電器が保有していた自己株式 292,118 株の全てを、基準時をもって消却しております。
- (6) ベスト電器の普通株式は、平成 29 年 6 月 28 日付で、株式会社東京証券取引所市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所において上場廃止となりました。